

入 札 説 明 書

公立大学法人福島県立医科大学が発注する「英語版大学パンフレット制作業務」に係る一般競争入札については、入札公告に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 発注者

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 英語版大学パンフレット制作業務 一式
- (2) 仕 様 等 本入札説明書及び仕様書による。
- (3) 委 託 期 間 契約締結日から令和6年3月15日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則（以下「契約細則」という。）第3条第1項各号の規定（別記1）に該当しない者であること。
- (2) 過去1年間の間、公共機関（本学、国、地方公共団体及び国立・地方公共団体立の機関）において、指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 過去5年間の間、当該業務と類似する業務を行った実績を有する者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格を受けるため、「一般競争入札参加資格確認申請書」（様式1）に次の書類等を添付し、下記（3）に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

ア 上記3の（1）及び（2）を誓約する書類（任意様式）

イ 上記3の（3）を証明する「業務履行実績調書」（様式1の別記様式1）

- (2) 提出期間 令和5年11月9日（木）から令和5年11月17日（金）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (3) 提出場所 郵便番号 960-1295 福島県福島市光が丘1番地
公立大学法人福島県立医科大学 企画財務課企画担当
電話番号 024-547-1016
- (4) 提出方法 郵送又は持参による。
なお、郵送による場合は、令和5年11月17日（金）午後5時必着とす

る。

- (5) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しない。

5 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

ア 場所 4の(3)に掲げる場所に同じ。

なお、福島県立医科大学ホームページにも掲載する。

イ 期間 令和5年11月9日(木)から令和5年11月24日(金)まで

- (2) 仕様等に対する質問及び回答

① 受付期間 令和5年11月9日(木)から令和5年11月13日(月)までの
午前8時30分から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

② 受付方法 所定の「入札仕様等に関する質問書」(様式7)を直接持参するか、
ファクシミリのいずれかの方法で提出すること。これ以外の方法による
質問には対応しない。

③ 受付場所 4の(3)に掲げる場所に同じ。

ファクシミリ：024-547-1991

④ 回答予定日 令和5年11月15日(水)

⑤ 回答方法 「入札仕様等に関する回答書」(様式8)を福島県立医科大学ホーム
ページに掲載する。

6 入札参加資格要件の審査に関する事項

入札参加予定者の入札参加資格の有無を確認後、入札参加予定者に「一般競争入札参加
資格確認通知書」(様式2)により通知する。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和5年11月27日(月) 15時00分

(2) 場所 福島市光が丘1番地

公立大学法人福島県立医科大学 1号館1階 第1カンファレンスルーム

8 入札書に関する事項

(1) 入札書は、所定の「入札書」(様式5)に必要とする事項を記載し、上記7に示す日
時及び場所に提出すること。

(2) 郵送による入札及び入札日時前に入札書提出による入札は認めない。

(3) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア「一般競争入札参加資格確認通知書」(様式2)の写し

イ「委任状」(様式6)…………… 代理人が出席し、入札する場合

(4) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

9 入札保証金

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとする。
- (3) 契約細則第9条各号（別記2）に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。（「入札保証金納付免除申請書」（様式3）により申請すること。）
- (4) 入札保証金の減免については、「入札保証金納付免除確認通知書」（様式4）により通知する
- (5) 入札保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

10 入札及び開札に関する事項

- (1) 開札は、上記7で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記8の(3)で指定する書類確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。
なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。
- (5) 初回入札が無効（ただし、下記14の(4)～(6)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。
- (6) 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (7) 開札時に持参する物

- ア 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）（必要に応じて提示を求めることがあります。）
- イ 一般競争入札参加資格確認通知書（様式２）の写し
- ウ 再度の入札に使用する印鑑
- エ 委任状（様式６）（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。）
- オ 予備の入札書用紙（様式５）

11 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

12 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、代理人を出席させること。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

13 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

14 入札の無効等

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記 3 の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人をした者の入札
- (4) 記名、押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一人が同一事項に対して 2 通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (9) この入札説明書において示す入札に関する事項に違反した入札

15 落札者の決定方法

- (1) 契約細則第 11 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
ただし、契約細則第 23 条各号の一に該当する場合は、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とする可能性がある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、契約細則第 31 条第 1 項第 6 号の規定により随意契約をすることができる。

16 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又

は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとする。

- (3) 契約細則第39条第1項ただし書(別記3)に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

17 契約書の作成

- (1) 業務委託契約書(別紙(案)のとおり。以下「契約書」という。)について、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、すみやかに取り交わすこと。
- (2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

18 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

19 契約条項

業務委託契約書(案)による。

20 その他

- (1) 一旦受領した書類は返却しない。
- (2) 書類の作成等に要した費用は、すべて入札者の負担とする。
- (3) この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について入札前において説明を求めることができる。
- (4) 入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

別記 1

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

（競争に参加させないことができる者）

第3条 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、2年以内の期間、競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- （1）契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4）監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- （5）正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- （6）前各号の一に該当する事実があった後、2年以内の期間が経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

別記 2

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

（入札保証金の免除）

第 9 条 次に掲げる場合においては、前条の規定に関わらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- （１）競争に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- （２）第 4 条に規定する資格を有する者が過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む）、その他の地方公共団体又は法人と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

別記 3

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

（契約保証金）

第 39 条 契約を結ぶ者をして、契約金額の 100 分の 5 以上（工事等の請負契約にあっては 100 分の 10 以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|----------------------|---------------|
| （1）福島県債証券 | 額面全額 |
| （2）国債証券 | 額面全額の 10 分の 8 |
| （3）地方債証券（福島県債証券を除く。） | 額面全額の 10 分の 8 |
| （4）理事長が確実であると認める社債権 | 時価の 10 分の 8 |